平成２３年（フ）第２０９号
千葉県成田市加良部２丁目１番地　３棟406号
債務者　細谷　武夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県木更津市桜井新町３丁目５番地12　エスポワール桜井201
債務者　酒井　守道
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７４号
千葉県木更津市畑沢南１－３－６、住民票上の住所岐阜県中津川市駒場1534番地
債務者　山浦　一道
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７８号
千葉県木更津市清見台東１丁目１番15号
債務者　小川　隆子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８１号
千葉県富津市小久保2684番地の７
債務者　藤平　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８２号
千葉県木更津市清見台２丁目22番11―102号
債務者　石井　輝正
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８３号
千葉県木更津市畑沢1294番地13
債務者　高橋　　正
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３号
千葉県香取市田部2083番地
債務者　宮崎　宏美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第６１号
三重県松阪市垣鼻町1000番地１
債務者　渡邉　真実
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７１号
三重県松阪市田村町524番地３
債務者　松本　好子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第３２号
滋賀県長浜市新庄中町195番地
債務者　廣瀬　直美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪70番地の12
債務者　小林　路子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
京都府京丹後市網野町下岡258番地の６
債務者　岡本　好道
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１０７７号
札幌市中央区南８条西17丁目３番33号　グランメール南８条405、住民票上の住所札幌市中央区北６条西27丁目１番40号
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８６号
札幌市西区発寒13条３丁目１番12―302号
債務者　高橋　命人
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８７号
札幌市西区発寒13条３丁目１番12―302号
債務者　高橋　　愛（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８４号
札幌市西区西野１条４丁目１番５号
債務者　時田　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８５号
札幌市西区西野１条４丁目１番５号
債務者　時田　佳苗（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部